

河南町消費生活だより

第21号 平成28年6月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(平成28年4月から名称が変わりました)

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前 9時～12時

午後 1時～4時

みなさん、こんにちは。

本年4月1日から、『電力小売全面自由化』がスタートしました。

それに伴い、国民生活センターなどにはさまざまな相談が寄せられています。そこで、第21号では相談事例をふまえ、トラブルにあわないために、電力小売全面自由化について考えたいと思います。



電力小売全面自由化って何でしょう？



今まで消費者は、決められた電力会社からしか電力を買うことができませんでした。

しかし2000年3月よりデパートや大規模工場から順に自由化が始まり、2016年4月には家庭や商店などにも拡大され、全消費者が異なった料金やサービスをもつ小売電気事業者を選べるようになりました。これが電力小売全面自由化です。

～電力供給のしくみ～

発電部門



発電所

●水力、火力などにより電気を作る。

※すでに、原則参入が自由になっている。

送配電部門



変電所

●安定して電気を届ける。

※どの小売事業者と契約しても、これまでと同じ送配電ネットワークを使って電気は届けられるので、電気の品質や信頼性（停電の可能性など）は変わりません。

小売部門



消費者

●電気を使う。

自由化により、新たに事業者が参入できるようになりました。

電力会社を切り替えるには・・・

① 切り替え先の電力会社への申し込み

現在契約中の電力会社への解約手続きは、消費者の同意に基づき、切り替え先の事業者が手続きを行うことが可能です。

② スマートメーターへの交換

スマートメーターが設置されていない場合は、スマートメーターへの交換が必要になります。

※スマートメーターとは、通信機能があり遠隔で検針などが出来る新しい電気メーターのことで、スマートメーターへの交換には原則費用はかかりません(工事費はかかる場合があります)。また交換時には、停電(1軒あたり約15分)を伴う場合があります。

こんな相談が報告されています！

- 証券会社を名乗った電話があり、電力自由化で発電所を建てる事業者がいるので投資を募集していると言われた。
- 小売電気事業者が来訪し、メーターを取り替えておけば直ぐに契約先の変更ができるからと言われたので、その申込みだけしようと思った。しかし、担当者が記載を求めてきた書類は、小売供給契約の申込書だった。
- 知らない電力会社から「電気代を安くできる」と電話があったが、本当か。
- 太陽光発電システムを設置し売電すれば儲かると電話があった。



投資対象についてよく分からない勧誘には、安易に乗らないようにしましょう。

また、スマートメーターへの取替えだけの申込みというものは通常ありません。申込書に記入する際には、その申込書が何の申込書なのか、よく内容を確認してから記入しましょう。

「料金が安くなる」と勧誘された際には、どのような条件で安くなるのか、契約期間が長期なものではないか、解約時に違約金が発生しないかなど、よく確認しましょう。

小売電気事業者は登録制になっています。登録されている事業者か確認し、また自分の居住地域が当該事業者の供給地域になっているかも確認しましょう。

電力の小売自由化に便乗した太陽光発電システム、電気温水器、蓄電池等の勧誘が現在も行われています！契約の際には、その必要性についてよく考えましょう。

電力小売全面自由化で、新たな機器を購入する必要はありません。

※機器関係、電力の新料金も、訪問販売・電話勧誘販売で申込みをした場合、契約書面を受け取った日から起算して8日以内であればクーリング・オフができます。

困ったことがあれば、すぐに富田林市消費生活センターに相談しましょう！

お知らせ

～河南町消費生活友の会 会員募集！！～

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。
消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！

【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。

